

## (1) 地区施設

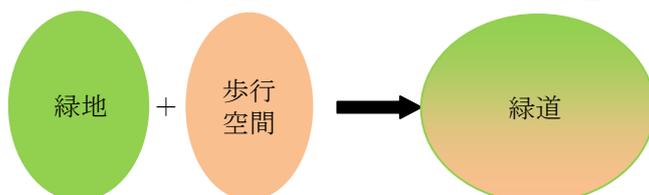
### ウ 緑道

#### 整備方針

ゆとりと潤いある空間を創出し、「緑の大軸線」として地区全体の良好なイメージを牽引します。

#### ※緑道とは

→緑地と歩行空間により構成される緑の道



緑道1号、2号の位置

## ○整備ガイドライン

### 【特記事項】

#### 緑道1号

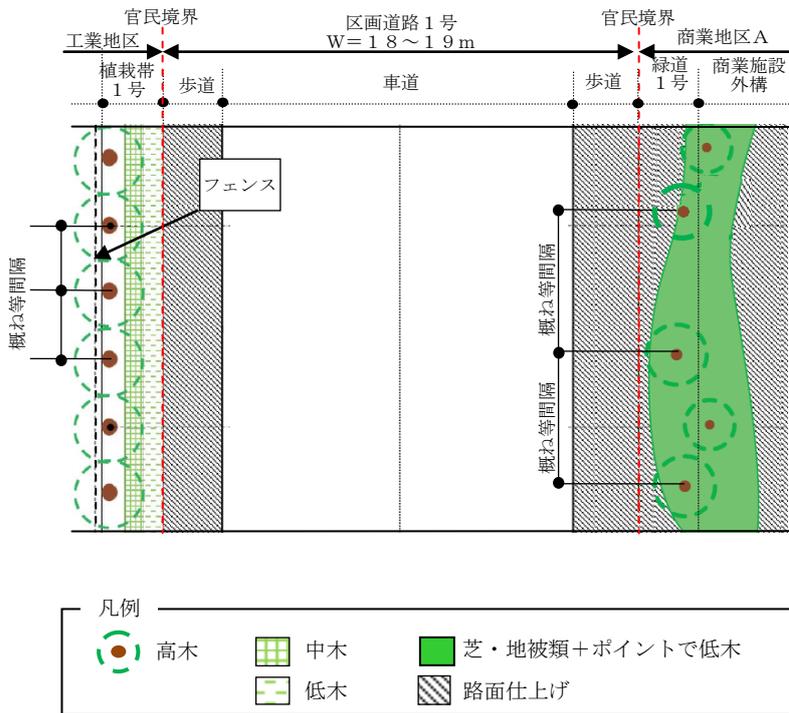
##### 緑地

- ・区画道路1号と接するように設置すること。
- ・樹種は、季節感のある樹木を取り入れること。
- ・樹木は、周囲の樹木との調和につとめること。

##### 歩行空間

- ・路面仕上げは、景観に配慮するためインターロッキングブロックやカラーアスファルト舗装等の選定につとめること。
- ・区画道路1号の歩道の路面仕上げと合わせるなど、一体的となるような空間整備に配慮すること。
- ・官民境界に見切りを設けること。

## ■整備イメージ（平面計画）



## 【共通事項】

### 緑地

- ・ 樹木の成長を十分に考慮した配置とすること。
- ・ 車両出入口の交差する部分では、見通しを妨げない植栽計画とすること。
- ・ 原則として全断面において緑地を確保しなければならない。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。
- ・ 既存樹木がある場合は、保存、活用につとめること。

### 歩行空間

- ・ 路面材の素材、色彩は周辺環境との調和に配慮し、緑道ごとに統一すること。
- ・ 誰もが快適に利用できるように、ユニバーサルデザインに配慮すること。
- ・ 原則として全断面において歩行空間を確保しなければならない。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。
- ・ フットライトの採用につとめること。

## その他

- ・防護柵、横断防止柵等の安全施設は、網状、柵状、格子状など透視可能なものの選定につとめることとし、色彩は緑道ごとに統一すること。
- ・照明灯やベンチなどの工作物を設置する場合は、低彩度・低明度の落ち着いた色彩を使用し、緑道ごとに統一すること。
- ・ベンチ等の休憩施設を設ける場合は、歩行者等の通行の妨げにならないように配置すること。



柵状の安全施設